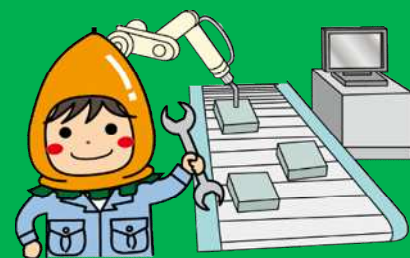


(新あいち創造産業立地補助金Aタイプ)

幸田町企業再投資 促進補助金のご案内



幸田町内に工場等の新設又は増設をする企業に対し、愛知県と連携して再投資の費用の一部を支援します。

補助金額

工場等の新設又は増設に伴う固定資産（建物＋償却）取得費用の合計額の10%以内【最大10億円】（県・町各5%相当額）

対象業種

日本標準産業分類に掲げる「製造業」及び「ソフトウェア業」に分類される産業のうち、いずれかの分野に該当する工場等が対象になります。

- ① 次世代自動車関連（自動車関連を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連
- ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種※1

摘要要件

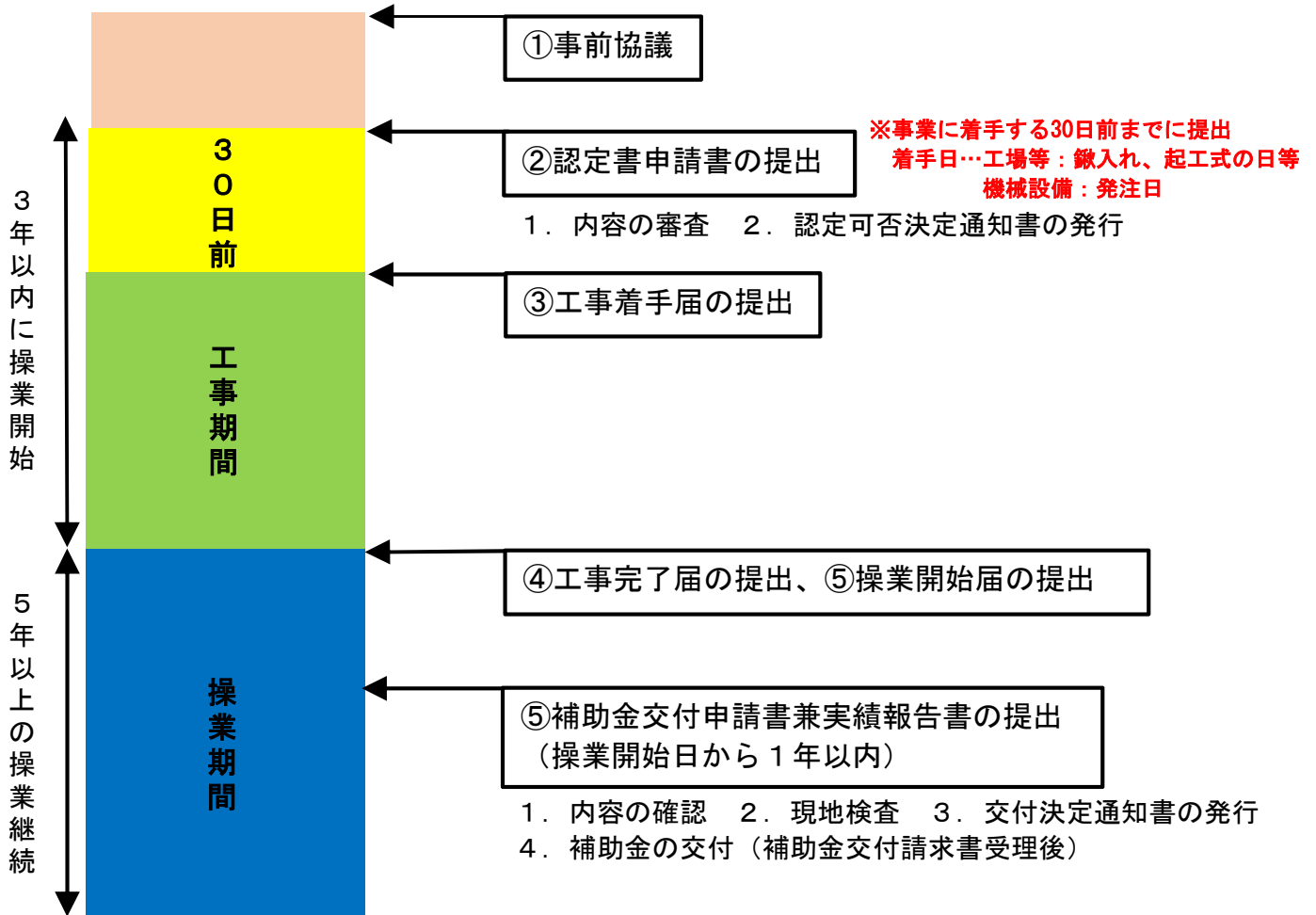
以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 幸田町内において工場等を原則20年以上立地している者のうち、次のいずれかに該当する者
 - (1) 25人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、固定資産取得費用の合計額が1億円（税抜）以上であり、原則として補助金交付期間中、25人以上の常用雇用者数を維持すること。※2
 - (2) 100人以上の常用雇用者を有する企業（中小企業者を除く）で、固定資産取得費用の合計額が25億円（税抜）以上であり、原則として補助金交付期間中、100人以上の常用雇用者数を維持すること。※2
- ② 町税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること。
- ④ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金又は県補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 町への認定申請後、愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。
- ⑥ 補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始すること。
- ⑦ 当該補助事業に係る工場等の操業を操業開始日から5年間継続すること。

【問合せ】 幸田町 企画部 企業立地課 立地推進グループ
Tel:0564-62-1111 (内線341・342)
FAX:0564-63-5139
Mail: companylocation@town.kota.lg.jp



手続の流れについて



※1 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種

〈集積業種（西三河地域）〉（ただし、小分類、細分類において一部除外されるものがあります。）

・輸送機械関連産業：

11 繊維、16 化学（161、1624、165、166を除く）、18 プラスチック、19 ゴム製品、
 21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、
 27 業務用機械（274を除く）、28 電子部品、29 電気機械（2962、2973を除く）、
 30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他（323 時計・同部分品に限る）

・電気・電子機器関連産業：

11 繊維、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、
 29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他（323 時計・同部分品に限る）

・機械・金属関連産業：

11 繊維、16 化学（161、1624、165、166を除く）、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、
 23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、
 29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他（323 時計・同部分品に限る）

・健康長寿関連産業：

9 食料品、10 飲料・飼料（105を除く）、11 繊維、12 木材・木製品（家具を除く）、
 13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学（161を除く）、18 プラスチック、19 ゴム製品、
 21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、
 30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他（323 時計・同部分品、3297 眼鏡に限る）

・農商工連携関連産業：

9 食料品、10 飲料・飼料（105を除く）、12 木材・木製品（家具を除く）、13 家具・装備品

※2 常用雇用者

工場等を主たる勤務地とし、労働基準法の規定に基づく解雇の予告を必要とするものであり、かつ雇用保険法・厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者であること。（派遣労働者、請負労働者、出向者、外国人技能実習生を含まない。）